13

六~八

略

る規程及び手順書を定めること。

略)

務を行う者を二人以上配置すること。 イに規定する委員会が行う審査に係

専従のイに規定する委員会に係る事

者災害補償保険法(昭和二十二年法律

則

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。 (経過措置) (施行期日)

第二条 この省令の施行の際現に医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条の三第一項の規定に 平成三十年四月一日以後に任命した管理者に関するものに限り、同項に規定する報告書に記載しな よる承認を受けている臨床研究中核病院の開設者に対するこの省令による改正後の医療法施行規則 (以下「改正後医療法施行規則」という。)第九条の二の三第一項第七号の規定の適用については、 ればならないものとする。

第三条 平成二十九年度中に医療法第四条の三第一項の規定により承認を受けた臨床研究中核病院に 対する改正後医療法施行規則第九条の二十五第五号の規定の適用については、この省令の施行の日 から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

平成三十年三月二十六日

〇厚生労働省令第三十六号

規則の一部を改正する省令を次のように定める。 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項第六号の規定に基づき、医療法施行

厚生労働大臣

加藤

医療法施行規則の一部を改正する省令

官

次の表のように改正する。 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

う。以下同じ。)に係る収入金額(労働条第二項に規定する社会保険診療をい和三十二年法律第二十六号)第二十六和三十二年法律第二十六号)第二十六十二年法律第二十六号)第二十六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	一 (略) 一 当該医療法人の事業について、次のい 一 病院、診療所、介護老人保健施設及 で介護医療院の業務に係る費用の額が び介護医療院の業務に係る費用の額が	第三十条の三十五の三 (略) 改 正 後
う。以下同じ。)に係る収入金額(労働条第二項に規定する社会保険診療をい和三十二年法律第二十六号)第二十六和三十六年の後診療(租税特別措置法(昭石)社会保険診療(租税特別措置法(昭石)	(新設) (新設) (新設)	第三十条の三十五の三 (略) 改 正 前

ハ| ニ| こと。 が、全収入金額の百分の八十を超える 五十七条の二第一項第二号イにおいて 保険給付に係る収入金額を除く。)(第 置法第二十六条第二項第四号に掲げる る。) (第五十七条の二第一項第二号イ 超えるときは、五十万円を限度とす 係る助産に係る収入金額が五十万円を 保険診療及び健康増進事業に係るもの 第五十七条の二第一項第二号イにおい 生労働大臣が定める予防接種をいう。 計算されている場合に限る。) (第五十 じ。)に係る収入金額(当該収入金額が 法(平成十四年法律第百三号)第六条 第二号イにおいて単に「社会保険診療 る。)を含む。) (第五十七条の二第一項 分の十以下の場合をいう。) の場合に限 報酬が少額(全収入金額のおおむね百 の基準によつている場合又は当該診療 該診療報酬が社会保険診療報酬と同一 第五十号)に係る患者の診療報酬(当 付に係る収入金額」という。) の合計額 保険給付に係る収入金額(租税特別措 という。)及び介護保険法の規定による において単に「助産に係る収入金額 を除く。)に係る収入金額(一の分娩に う。)、予防接種(予防接種法 七条の二第一項第二号イにおいて単に 社会保険診療報酬と同一の基準により 各号に掲げる健康増進事業実施者が行 十三年法律第六十八号)第二条第六項 う同法第四条に規定する健康増進事業 に係る収入金額」という。)、健康増進 (同じ。)に係る収入金額、 に規定する定期の予防接種等その他厚 「健康増進事業に係る収入金額」とい (健康診査に係るものに限る。以下同 「介護保険法の規定による保険給 略 助産(社会 (昭和二

2

2

미 기 略)

略

第二号イにおいて単に「社会保険診療 全収入金額の百分の八十を超えるこ 増進事業に係るものを除く。)に係る収 う。) 及び助産 (社会保険診療及び健康 計算されている場合に限る。) (第五十 じ。)に係る収入金額(当該収入金額が る。)を含む。) (第五十七条の二第一項 分の十以下の場合をいう。) の場合に限 報酬が少額(全収入金額のおおむね百 の基準によつている場合又は当該診療 該診療報酬が社会保険診療報酬と同一 第五十号)に係る患者の診療報酬(当 者災害補償保険法(昭和二十二年法律 に係る収入金額」という。)の合計額が、 十万円を限度とする。) (第五十七条の 入金額が五十万円を超えるときは、 入金額(一の分娩に係る助産に係る収 七条の二第一項第二号イにおいて単に 社会保険診療報酬と同一の基準により う同法第四条に規定する健康増進事業 各号に掲げる健康増進事業実施者が行 に係る収入金額」という。)、健康増進 一第一項第二号イにおいて単に「助産 「健康増進事業に係る収入金額」とい (健康診査に係るものに限る。以下同 (平成十四年法律第百三号) 第六条

2

略)

略

官

(運営に関する要件)

第五十七条の二 平成十八年改正法附則第十 る要件は、次のとおりとする。 条の三第四項第四号の厚生労働省令で定め

当該経過措置医療法人の事業につい 係る収入金額の合計額が、 係る収入金額、助産に係る収入金額及 増進事業に係る収入金額、予防接種に の百分の八十を超えること。 び介護保険法の規定による保険給付に 次のいずれにも該当すること。 社会保険診療に係る収入金額、健康 全収入金額

(号外第 64 号)

(運営に関する要件)

第五十七条の二 平成十八年改正法附則第十 条の三第四項第四号の厚生労働省令で定め る要件は、次のとおりとする。

二 当該経過措置医療法人の事業につい 定による保険給付に係る収入金額(租産に係る収入金額及び介護保険法の規 増進事業に係る収入金額、予防接種(予 の合計額が、全収入金額の百分の八十 防接種等その他厚生労働大臣が定める 防接種法(昭和二十三年法律第六十八 税特別措置法第二十六条第二項第四号 予防接種をいう。)に係る収入金額、 に掲げる給付に係る収入金額を除く。) 社会保険診療に係る収入金額、健康 次のいずれにも該当すること。 第二条第六項に規定する定期の予 助

を超えること。

2

−の二 (郷□十※の□十六の□圏家)」に改め、同様式を別記様式第一の二とする。 別記様式第一の三中「医療法施行規則 別記様式第1の3(第30条の36の3関係)」を「別記様式第

別記様式第一の四中 [医療法施行規則 別記様式第1の4 (第30条の36の9関係)]を -の三(郷三十※の三十가の九ح家)」に改め、同様式を別記様式第一の三とする。 「別記様式第

国選家)」に改め、同様式を別記様式第一の四とする。

附則

(施行期日)

(経過措置)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

第二条 この省令による改正後の医療法施行規則第三十条の三十五の三の規定は、医療法人のこの省 は、なお従前の例による。 令の施行の日以後に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度について

〇厚生労働省令第三十七号

改正する省令を次のように定める。 き、社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第二条の規定に基づ 平成三十年三月二十六日 厚生労働大臣

を改正する省令 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令の

年厚生労働省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令(平成二十

一 法第百三十九条第一項第二号に掲げる 掲げる業務 という。) 附則第二条第一号及び第二号に 政令第百十六号。次項において「改正令」 令等の一部を改正する

政令(平成二十年 る権利及び義務に関する健康保険法施行 六十八条に規定する特別の会計に所属す 七年法律第八十号。次項第二号において 定による改正前の老人保健法(昭和五十 を有するものとされた改正法第七条の規 の会計に帰属するものとされた平成三十 三十九条第一項第二号の業務に係る特別 下この号において「改正法」という。)附 る法律(平成十八年法律第八十三号。以 業務並びに健康保険法等の一部を改正す 「平成二十年改正前老健法」という。)第 -四月一日において現に改正法附則第三 八条第一項の規定によりなおその効力 第三十八条第四項の規定により法第百

2 支払基金は、前項各号に掲げる特別会計 び損益勘定を設けるものとする。 ぞれの特別会計について貸借対照表勘定及 いう。)の経理を明確にするため、次の各号 に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号 に掲げるところにより経理を区分し、それ (以下「高齢者医療制度関係特別会計」と

の後期高齢者支援金等(法第百十八条第 療広域連合(法第四十八条に規定する後 一項に規定する後期高齢者支援金等をい 後期高齢者医療特別会計 保険者から 以下同じ。)の徴収及び後期高齢者医

部

第二条 法第百四十三条の規定により支払基 (高齢者医療制度関係特別会計)

第二条

法第百四十三条の規定により支払基

(高齢者医療制度関係特別会計)

正

後

改

(傍線部分は改正部分)

各号に掲げる特別会計とする。 次の各号に掲げる業務の区分に応じ、 金が設けなければならない特別の会計は、 当該

各号に掲げる特別会計とする。 次の各号に掲げる業務の区分に応じ、 金が設けなければならない特別の会計は、

当該

業務

後期高齢者医療特別会計

法第百三十九条第一項第二号に掲げる

後期高齢者医療特別会計

2 ぞれの特別会計について貸借対照表勘定及 いう。)の経理を明確にするため、次の各号 に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号 び損益勘定を設けるものとする。 に掲げるところにより経理を区分し、それ 支払基金は、前項各号に掲げる特別会計 (以下「高齢者医療制度関係特別会計」と

療広域連合(法第四十八条に規定する後 う。以下同じ。)の徴収及び後期高齢者医 の後期高齢者支援金等(法第百十八条第 一項に規定する後期高齢者支援金等をい 後期高齢者医療特別会計 保険者から